

一〇世紀における庄園の形成と展開

——東大寺領板蠅柚を中心に——

丸 山 幸 彦

【要約】 本稿は、素材を東大寺領板蠅柚の出作地焼原柚にとり、不輸・不入制成立の観点から、中世庄園の形成過程を分析することを目的とする。一〇世紀中期以後、東大寺は不法に原野を分割して作りあげた焼原柚において、名張郡の農民のはげしい抵抗を排除しながら、開発権・上毛利用権の独占による原野の排他的支配権（「別名」の権利）を獲得し、また正税免除を媒介して原野内部の墾田の不輸租権を獲得することで、焼原柚の一円所領化をおしすすめていく。さらに、このようにして形成されつつある一円所領内部へ直属労働力を確保すること、およびこの直属労働力を媒介して共同体規制を支配論理のなかにくりこむこと、などが志向され、所領の内部支配の強化が計られていく。以上の過程のなかで、東大寺の焼原柚に対する支配は強化されていくのであり、一一世紀中期の長元年間にはほぼ完成をみる。ここに焼原柚は中世庄園である黒田本庄に転化する。

史林 五六巻六号 一九七三年十一月

はじめに

本稿は、律令制下の原野の私的分割とその内部での開発の進展、それらを核にした一円的大土地所有の展開のあり方の分析を通して、中世庄園の形成過程の一側面をあきらかにしていくことを課題とする。

古代から中世初期にいたる時期における原野占点の状況を整理すると、①、九世紀末まで、基本的には原野における上毛利用の私的独占は禁止される（公私共利）。但し、墾田は永世私財法で私有が認められ、常荒田再開発も一代占有が九世紀中期には認められるなど、開発耕地の私有化は着実に進んでいる。しかしながら、原野占点そのものには、律

令政府は「公私共利」の原則をふまえ、具体的には共同体規則などを利用して一定の枠内におさめようとする志向を一貫してもっている。そのなかで、時代が下るごとに、共同体規制をうけつつも原野の私的分割は強化の道をたどっていく。^②

②、九世紀末から一一世紀中期まで。開発耕地の私有化は引き続き進行するが、この期で注目すべきは、墾田・常荒田周辺にかぎり原野占点が公式に認められるようになったことである。この時期の出発点をなす寛平八年四月二日太政官符応改定判給占荒田並閑地之例事^③、は墾田周辺の原野を開発耕地の五倍までの範囲で排他的占有を認める、というものである。^④

この官符の墾田附属原野における排他的占有の許可は、原野の私的分割のすう勢を質的に飛躍させるのであり、これを出发点に新たな形で私的一円所領が展開していく。^⑤、一一世紀中期以後。②の過程のつみかさねのなかで、原野そのものの占点^⑥上毛利用権・開発権の排他的独占が認められる。その具体的なあらわれが「別名」の成立である。この時期以降は、開発耕地の私有とならんで、原野そのものの私有が全面的に展開していく。

以上の三つの時期が区別して考えられるが、この時期区分は庄園制の変遷の諸段階にも対応する。すなわち、第一の時期は、初期庄園の発展と衰退の段階である。この期の庄園は原則として耕地のみからなり、原野の分割およびその排他的占有は認められていなかった。第二の時期は、初期庄園の最終的崩壊と中世庄園の原基形態の形成の段階である。この期に原野分割にもとづく一円的大土地所有内部で不輸・不入制が形成・展開していく。第三の時期は中世庄園の本格的展開期である。不輸・不入制と一円所領の確立をふまえて、寄進地系庄園が展開していく。

以上の時期区分にしたがい、本稿では、第二の時期を分析の中心にすえ、不輸・不入制成立の観点から、中世庄園の成立過程をあきらかにしていく。分析は次のような側面から行っていく。まず第一に、権門寺社^⑦大土地所有者の原野の私的分割の進行の具体的様相および分割した原野内部での支配の展開のあり方、の分析である。これは二つにわけて考察する必要がある。一つは社会的分業の展開の基地としての、開発の対象としての、原野そのものの分割と支配のあり方の問題である。具体的には、上毛利用権および開発権の排他的独占をいかに実現していくか、の分析である。他の一つは、

開発した治田への排他的支配権の確立の問題である。具体的には、国衙・太政官より課せられる諸賦課の免除を獲得し、原野内部で開発した耕地にたいする排他的な支配をいかに実現していくか、の分析である。第二に、大土地所有者が、原野の利用者であるとともに小規模私領展開の担い手でもある刀禰・農民層を、いかなる形で把握し支配しようとしたか、の分析である。刀禰・農民層との角逐のなかで大土地所有者の原野支配は実現されていくのであり、不入制成立の観点から分析されねばならぬ課題である。これらの諸点について、伊賀国と大和国にまたがって存在する東大寺領板蠅社を主要な素材にしつつ、分析を行なっていく。

① 天長元（八二四）年八月二〇日太政官符応諸国荒田令民耕食事（類聚三代格卷八）。

② この時期における原野にたいする律令政府の政策をよくしめしているのが、延暦一七（七九八）年二月八日太政官符寺并王臣百姓山野菰沢浜嶋尽收入公事（類聚三代格卷一六）である。この官符は次のような構成になっている。①、大土地所有の無制限展開の禁止、王臣家の原野などの占点を禁止する、「公私共利」にせよ、墾田地も未開の間は草木を共採させる。②、「公私共利」の規定から次の地目は除外される、③、功を加えた林で民要地でないもの二〜三町、④、墓地・牧地・塩山、⑤、官用地。

この官符の②はかこいこみそのものは禁止しているが、上毛利用を妨げないかぎり、開発行為はどのような場所でも行なうことをしめしている。但し、そのような墾田拡大はさまざまな問題をひきおこす（農民用益地の奪取による班田農民の再生産活動の基盤破壊など）ことが予想されるのであり、その解決策として③がだされている。④では原野占点および開発活動を禁止する区域を明示しているのであり、

それを除外したうえ、残りの部分に③を適用するのである。このことは、この時点律令政府は「公私共利」の原則をふまえ、共同体規制などを利用して原野の占点および開発を一定の枠内におさめようとしていることをしめしている。なおこの時期のより詳しい分析は拙稿「九世紀における大土地所有の展開」（史林五〇―四）を参照されたい。

③ 類聚三代格卷一六。

④ これは、墾田と墾田予定地（原野）を区別し、後者については基本的には排他的占有・用益を認めなかった律令の原野支配の理念が、墾田周辺という条件つきではあれ破れたこと、すなわち原野の上毛利用の排他的独占が一部とはいえみとめられたことをしめすものであり、重要な意味をもつ。

⑤ この時期の特徴は、①、農民諸層の原野での活動の展開のなかで小規模な農民の私領が広汎に展開していく。②、一方権門寺社による大規模な原野分割も急速に進行する。③、この二つの過程は対立をはらみつつ、一〇世紀を通じて進展していくこと、である。

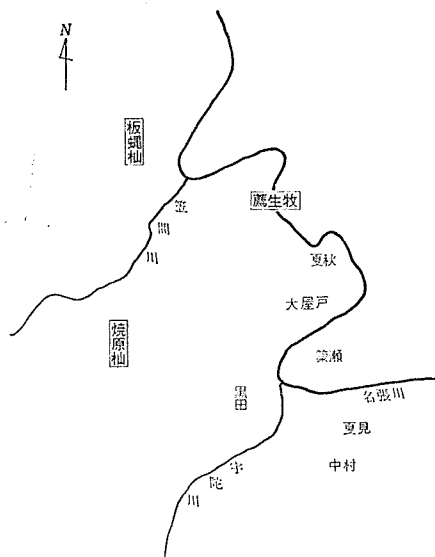
第一章 板蠅柚と焼原柚

東大寺領板蠅柚は、伊賀国名張盆地の西方の山中から大和国にかけてひろがる柚である。この柚について、手がかりをあたえるのは、康保年間（九六四～六八）の板蠅柚と薦生牧の堺をめぐる東大寺・藤原朝成家・在地刀禰の三者の争いを記載した一連の文書^①であり、これにそくして一〇世紀中期の板蠅柚の情况进行を追求していく。

石母田正氏が「中世的世界の形成」で指摘しているように、天曆年間（九四七～五七）以後東大寺の所領再建運動が開始され、その一環として別当光智の板蠅入柚と、柚の四至拡大がはかられる。これ以後康保年間にかけて、東大寺が板蠅柚においてめざしたことは、板蠅柚の東堺の拡大であった。それは開発可能な原野や小規模治田を含む平坦部に近い場所の柚内への包含を狙ったものであり、それは当然名張郡農民の入会地のかこいこみという様相を呈するゆえに、在地農民は不満を増大させていったと思われる^②。その不満が具体的な形をとってあらわれるのは、康保年間に薦生立券をめぐる問題がおこった時であった。康保元（九六四）年九月、名張郡刀禰は朝成家領の薦生牧の立券を拒否した。理由は東大寺が薦生牧は自己の所領板蠅柚の四至内部にあると主張し、堺をさだめがたいためである、としている^③。この際在地側がとりあげているのが板蠅柚の東と南の堺についてであり、東大寺の主張の不当性が強く指摘されている^④。これにたいして東大寺はただちに反応をしめし、同年十一月それぞれの所領の堺はかぎりがあるのであり、それぞれの「便宜」の地を干渉しあうことなく領有すればよい、として薦生から手をひく^⑤。東大寺は朝成家との争いを避けたのである。数日後朝成家も郡司・刀禰が東大寺にかこつけて朝成領の立券をひきのばそうとしているのはけしからぬ、「相副彼等不妨之由告書、帖送如件」^⑥、早く立券せよとせまっている^⑦。そこには東大寺・朝成家という二つの大土地所有者が連合している情況が明確にしめされており、郡司・刀禰など在地側はこの圧力の前に立券を行なわざるをえなかった。しかし、在地側はそのまま沈黙したのではない。翌々康保三年四月、刀禰等は解状を書き、そのなかで天曆年間以来の事件の経過をのべるとともに、紛争の根

源は薦生牧の立券そのものにあるのではなく、板蠅柚東堺を不当に拡大しようとする東大寺の行動にあることを指摘し、そこにおける東大寺の主張の不当性を強く批判している。重要なので、刀禰の主張を次に整理してみると、①、板蠅柚は笠間川の西方にあり、焼原柚はその川の東方にある。笠間川は南から北に流れて名張川に合流するが、この川が薦生牧の西の堺である。すなわち、板蠅柚と薦生牧は笠間川をへだてて所在する。②、ところが別当光智は板蠅柚の東の堺柱を薦生牧の西南の名張川岸に立て、板蠅柚の東堺は「河」である、だから薦生牧は板蠅柚の領域内部に入ると主張した、これは①から言ってありえないことである。③、東大寺主張のごとく柚の東堺が名張川、南堺が齊宮上路をさすならば、この両者でかぎられた地域はすべて東大寺領ではずだが、現実には大屋戸・夏焼には多くの他人私領などがあり、東大寺の主張はとおらない。④、板蠅柚の東堺は笠間川なのであり、薦生牧をへだてること数里である、この両者は混同されるはずがないし、さらに焼原柚は薦生牧の南方数里のところにある山で先年光智が板蠅柚の領域内にくりいれようとしたところである。

天暦年間から康保年間にいたる板蠅柚の動きを文書に基づき略述したが、このなかでとくに注目されるのが康保三年の刀禰等解状である。この解状に在地の立場からみた板蠅柚の問題が集約的にあらわれているのであり、それをいままた刀禰の主張を手がかりに考えていきたい。刀禰の主張の①、②では主として薦生牧が板蠅柚内ではないことをのべている。③で重点をおいているのは、薦生牧をはずれた名張川・宇陀川流域の問題である。④では薦生を南にはなれた焼原柚を問題にしているのが注目される。すなわち、この解状で刀禰は薦生牧と板蠅柚の堺をめぐる東大寺の不法な行動、夏焼・大屋戸・焼原柚における東大寺の不法な行動、この二つを問題にしているのである。従来の研究史では、前者についてはとりあげるが、後者についてはほとんどとりあげてこなかった。その根本的理由は焼原柚の位置について、注意が払われていなかったことにある。⑤この焼原柚について、近來富森盛一氏が「光智は……薦生を柚内に入れようと企図した。しかしこれは不成功に終わったがこの寺領拡張政策によりその後、笠間川以東の山塊「焼原柚」(毛原柚、現称西山、一に青葉山)



は板蠅柚に包含されるに至った^⑩とのべその所在を明らかにしている。すなわち、略図でしめしたように焼原柚とは、東を宇陀川(黒田川)、西を笠間川、南を齊王上路、北を薦生牧でかぎられた土地であり、その山麓に夏焼、大屋戸がある山地であり、後の黒田本庄そのものにあたる地なのである。これで、康保三年解状で在地刀禰が主張しようとしたのは、板蠅柚の東界は笠間川であり、この川より以東にある薦生が柚内部に入るはずがないこと、焼原柚も同じく笠間川以東であり、板蠅柚内の地ではないこと、以上の二点であることがあきらかになった。刀禰は東大寺が二つの川にはさまれた薦生牧と焼原柚を不法にかこいこもうとしているのに徹底的な抵抗を行なっているのである。

富森氏の論をふまえて康保三年解状の内容を以上のように把握したうえで、研究史をみた場合、いままで焼原柚の位置をあいまいにしてきたことが大きな問題をひきおこしていることがわかる。たとえば石母田氏が「(黒田庄) 本免田は庄の立券より以前に柚工の保有地として実質的には柚設置とともに存在していた。かかる性質の土地が国使不入の地であった

のは決して平安時代に国衙から新しく獲得した特権ではなくして、それ以前にその土地そのものに本来的に附属せる権利であった^⑪」といわれる場合、黒田庄本免田・焼原柚は板蠅柚の内部の地であり、奈良時代以来東大寺が不輸不入の権を合法的に所持している地であるという東大寺の主張をうのみにしてそのうえに論を展開していることになる。同様な論は石母田氏に先行する中村直勝氏の業績においてもみられるし、石母田氏以後においても同様である^⑫。つまり、従来の研究史は黒田本庄・焼原柚について、東大寺のこの地は古くから板蠅柚内部であると主張と、在地の刀禰等の光智が不法に板蠅柚内に入れようとした地であって、本来の

板蠅柚内ではないという主張、この二つが存在しあらそっているなかで、東大寺の主張をそのまま認め、在地刀禰側の主張を黙殺して論を展開していたことになる。たしかに焼原柚は東大寺が在地刀禰等の抵抗をおしきって板蠅柚内にくりこんでいくのであるが、一〇世紀中期において在地側からこれだけ強力な反論が出されていることを無視して板蠅柚のあり方は論ぜられないはずである。従来の研究史はこの農民のたたかいは無視したゆえに致命的な弱点をかかえている、といわざるをえない。

その点で富森氏がつぎのようについているのは板蠅柚の研究にとって、重要な意味をもつ。氏は、「板蠅柚はおよそ二段階の過程を経て発展してきている。そこで私はその発展史を前期、後期に分けて呼唱しようと考え。すなわち、前期板蠅柚、東南部境界を笠間川の線までと見られていた天曆までの時期、およそ二〇〇年間。後期板蠅柚、笠間川東部の焼原柚が板蠅柚の一部に加わり、その東南山脚の地が発展脱皮して黒田庄となった一一世紀以後の時期、この時期には黒田庄が板蠅柚を代表し、その別名の如くなり、柚(庄)の全盛期を迎える。」とのべているが、これは従来の研究史の流れとは逆に在地刀禰の主張の正当性を認めたくえに板蠅柚の歴史を考えようとする立場である。この立場の特質は、従来の論者が板蠅柚の領域は奈良時代以来焼原柚を包含したものとしてとらえているのにたいし、焼原柚は後に板蠅柚に吸収されるものであり、その点で板蠅柚の歴史は在地農民と東大寺の対決の過程の展開としてとらえることをあきらかにしていることである。ただ富森氏の前期・後期という区分は、天曆年間から一一世紀中期までの時期をどう把握するかが欠落している。そこで富森氏の立場を継承しつつ、板蠅柚の歴史をつぎの三期に区分するのが妥当と考える。すなわち、第Ⅰ期、柚成立より天曆年間まで、柚が笠間川以西に限定されていた時期。第Ⅱ期、天曆年間から長元(一〇二八～三七)年間まで、焼原柚の包摂と支配強化の進行の時期。第Ⅲ期、長元年間以降、焼原柚の包摂化の完成と黒田本庄の完成の時期。

以上の時期区分にもとづいて、板蠅柚の変遷をみていくが、第Ⅲ期は柚の黒田本庄への転化が完了した時期であり、板蠅柚の構造ということを考えていくならば、第Ⅰ、Ⅱ期が分析の中心にすえられねばならぬ。とくに東大寺が焼原柚に進

出し、そこにおいて刀禰など農民諸層と激しい角逐を展開しつつ、彼らを組織すること、この地に黒田本庄を作りあげていく過程、すなわち第Ⅱ期が、板蠅柚の構造分析の中心になるべきであり、またそこに黒田本庄の構造を解明する鍵も存在する。^⑩

- ① 次の文書からなる。康保元年九月二三日名張郡司解案(平安遺文一 一二七八〔以下において、平安遺文よりの引用については巻数と文書番号のみを記す。〕、同年九月二五日大和国都介郷刀禰等解案(一一二七九)、同年九月二五日板蠅柚四至紙繆記(一一二八〇)、同年一月二五日東大寺告書案(一一二八一)、同年一月二三日夏見郷薦生村刀禰解案(一一二八二)、康保二年二月一九日夏見郷刀禰解案(一一二八六)、同三年四月二日夏見郷刀禰等解案(一一二八九)。
- ② 同書四四頁。
- ③ 康保三年四月二日夏見郷刀禰等解案(一一二八九)。
- ④ 康保元年九月二三日名張郡司解案(一一二七八)。
- ⑤ たとえば、康保元年九月二五日板蠅柚四至紙繆記(一一二八〇)、など。
- ⑥ 康保元年一月二五日東大寺告書案(一一二八一)。
- ⑦ 康保元年一月二三日夏見郷薦生村刀禰解案(一一二八二)。
- ⑧ 康保三年四月二日夏見郷刀禰等解案(一一二八九)。
- ⑨ 石母田正氏は焼原柚についてはまったくふれていない。赤松俊秀氏は「柚工と庄園」(同氏著「古代中世社会経済史研究」所収)において「康保三年四月三日夏見郷刀禰解によると、笠間川(現在の黒田川)の東方で、薦生牧の南の四至から高峰をこえて数里はなれたところに焼原柚が当時あったという。この焼原柚は地勢から推測すると、国見柚と同一である可能性がある」としている。赤松氏は二つの誤まりをおかしている。一つは笠間川と黒田川(宇陀川)を同一のものともみな

していること、もう一つは名張盆地のはるか南方山中にある国見柚を盆地西部の焼原柚と同一のものともみなしていることである。私も、前稿「庄園と共同体」(徳島大学学芸紀要「社会科学」一七巻)において、この康保三年の解状を分析したが、焼原柚の位置を明確に把握していなかったため誤解を誤まり、築瀬の地を薦生牧に比定するという大きな誤まりをおかした。本稿をもって、前稿のその部分の訂正とさせて頂きたいと思う。

- ⑩ 同氏著「黒田庄誌」一七頁。
- ⑪ 同氏前掲書六三頁。
- ⑫ 中村氏は「黒田の方面については、東大寺領であるべきか非るかに関してのせんさくは最後まで起ってこなかった。……黒田柚が成立していなかったのではなくして、黒田荘についての問題が起り得ない程それ程に黒田庄は全然にかつ当然の東大寺領であった」(石母田氏前掲書六七頁より引用)とのべているが、黒田の方面に焼原柚について、康保年間に刀禰が東大寺領たることを否定し、東大寺が不法なかこいこみで自領にしようとしていることに反撃していることを見落されている。
- ⑬ たとえば、小山靖憲氏「荘園制形成期の領主と農民」(稲垣泰彦氏編「荘園の世界」所収)においても、一一世紀前半の板蠅柚から黒田荘への質的变化を重視されるが、その変化を生みだしていく板蠅柚内部での農民の抵抗の問題については、見落されている。その点で中村氏・石母田氏と同様な論といえる。

⑬ 前掲書一七頁。

⑭ 第一期については、分析の手がかりがなく、不明という以外にないし、とくに鈴木良一氏が「敗戦後の歴史学における一傾向」で「柚工にしてもそれがたとえ石母田氏のいわれるように奴隸であっても、柚工として山のなかで働らいている間は実は歴史上の問題とはならない

のであって、それが問題となるのは彼らが農民に成長してからのことである」と指摘されていることは注意されねばならぬ。まさにこの第二期こそが、黒田本庄という中世庄園の創出をめぐって、東大寺と名張郡の農民諸層が激突する時期であり、歴史学的に問題にせねばならぬ時期なのである。

第二章 原野の分割と別名の形成

本章において、一〇世紀を通じて展開する権門寺社による原野支配のあり方を、板蠅柚の第二期を素材に、分割した原野内部での上毛利用権、開発権などの権利が権門寺社の手にいかなる形で集中されていくかを追求することであきらかにしていきたい。

まず第二期の出発点となる焼原柚の包摂の問題について、とくに注目したいのは、相論の過程で薦生牧から手をひくに際し、東大寺が行なった主張「至有柚便宜之地者、令領於柚、有彼殿御牧便宜之地者、令領掌彼御牧」^⑮についてである。これをもって東大寺の一步後退という評価も従来だされている^⑯。しかしこの評価はあいまいであり、事の本質を見失なわせるおそれがある。なぜなら誰が誰に対して一步後退したのか、明確でないからである。まず注意したいのは、従来この柚「便宜」の地を板蠅柚をさすものと考えられてきたことである。これがこの文章の解釈を混乱させる原因である。文意からみて柚「便宜」の地とは、本来の板蠅柚をさすものではなく、焼原柚をさすものと考えべきである。このように解釈すれば、東大寺も朝成家も薦生牧と板蠅柚の堺について問題にするのみで、焼原柚については触れていないことの意味もあきらかになる。すなわち、東大寺は薦生牧から手をひき、「彼殿御牧」＝朝成家領として認めるかわりに焼原柚は自分が領掌するという取り引きを朝成家と行なおうとしているのである。一方在地側であるが、康保三年四月の解状にみられるように焼原柚の問題を意識的にとりあげている。すなわち、在地側は東大寺とも朝成家とも対立するなかで、結局は両

者の取り引きのもとに薦生立券は強行されるものの、焼原柚については後にいたるまで東大寺のかこいこみの不当性を徹底して追求しているのである。このようにみてくれば、薦生牧をめぐる問題は、この牧の所屬をめぐる東大寺と朝成家の争いに帰せられる問題でないことがわかる。そのような側面を含みつつも、本質的には大土地所有者(東大寺・朝成家)の原野分割の志向と在地農民の入会地を守ろうとする動きとの全面的な衝突として把握すべきものである。これで誰が誰にたいして一歩後退したか、があきらかになる。東大寺は大土地所有者相互の間で一定の妥協はしているが、在地農民にはいささかの妥協もしていない。逆にこの時点を出発点に焼原柚の板蠅柚内部へのくりこみに全力をあげていくのである。その意味で板蠅柚の第Ⅱ期の歴史は、焼原柚を舞台として農民とたたかうなかで、階級的にきたえられた在地支配の論理を東大寺が創出していく過程である、といえる。

第Ⅱ期の出発点としての一〇世紀中期の状況を以上のようなものとしてふまえて、東大寺の支配の展開過程をみていくが、その展開の一端をうかがわせるのが、寛和二(九八六)年一二月検田帳である。この文書そのものは現在失なわれているが、一二世紀以後黒田庄の展開期において、黒田本庄関係の最古の文書として、さまざまな訴訟の際の証拠文書に登場してくるものである。それらの訴訟文書に引用されていることを集めてみるとつぎようになる。①、天永元(一一〇)年一二月東大寺三綱注進状案に「寛和二年一二月一日名張郡検田所勘注文に出作有るの由委しく所見也」とある。すなわち、この検田帳は「出作」検田帳である。②、天永三(一一二)年九月黒田庄勘注状に「寛和二年検田帳、……右、件の検田帳の内、本庄並に真遠寄文田畠相交る所也」とある。これは東大寺の主張であるが、それによると本庄・焼原柚と真(実)遠寄文田畠・矢川・中村・夏見に所在、との両者が一緒に記載されていることになる。つまり、後の黒田本庄の地と新庄の地とが同時に記載されているのである。③、治承四(一一八〇)年一〇月東大寺黒田庄文書目録に「一通寛和二年四至内出作田坪付」という形で長元年間の本庄立券文などともに本庄関係文書目録一巻のなかに記載されている。この検田帳が本庄関係の文書とみなされていることは確実である。以上でこの検田帳では、後の本庄の地域・焼原柚の地が、板

蠅杣「出作」地として位置づけられていることがあきらかになったと考える。一〇世紀後半の時点で焼原杣は板蠅杣内部なのではなく、後の黒田新庄と同じ位置づけをもった板蠅杣「出作」なのであり、焼原杣を完全に所領化しようとする東大寺とそれをばばもうとする在地の農民諸層の力がぶつかりあって、東大寺はいまだ所領化を達成しえていないのである。

もちろん、このことは東大寺が焼原杣の支配強化の志向を放棄していることを意味するのではない。逆に焼原杣の排他的上毛利用権の獲得、焼原杣山麓に広がっていく治田の排他的所有権の獲得という二つの側面から支配強化が追求されていると考えられる。

まず第一に、原野における上毛利用権の独占について。一〇世紀にはいると、大土地所有者は積極的に原野のかこいこみを展開し、その分割した原野内部での上毛利用権の独占、他者利用の排除をおし進め、在地住民との間にまさつをおこしている。その具体的な様相を名張郡に存する太神宮領名張山の場合でみてみる。天慶九(九四六)年八月伊賀国神戸長部解案^⑦で神戸長部は、名張山の内部に「浪諸人」が住むようになり、彼らは意にまかせて木をきるなどの活動を行ない、それらの地を「吾地」・「己地」と称している、神宮側がそれを排除しようとするのだが、彼らは「吾地己財」を奪取るといって抗議し、入勘の使に乱暴を働く、このようなことがおこるのは、名張山の山預職に「公浪人」が補任されているからであり、それをやめて、神戸の子弟をもって預に補任してほしい、とのべている。この主張からいえることは、名張山の内部は公浪人すなわち名張盆地の農民を主体とした人々の活動の場となっていたが、太神宮は、この山の管理を公浪人のなかから山預をえらんで、まかせていたものと思われる^⑧。天慶年間には、一定の変化がおこる。それは神戸が名張山が太神宮領であり、「不切一本之木、不作一步之地」ところであるという主張のもとに、公浪人の山内での活動の抑圧という行動にでた。公浪人がこれに反抗しトラブルがおこるのは当然であった。太神宮は神戸の行動を支持しつぎのようである。 「神戸預等所申尤有理致、其故何者、件山已太神宮所領也。而何以公民充預哉、判下如件、官司宜承知之、自今以

後停止公民、以神民堪事之輩、充補預職、……」。すなわち、名張山は神宮が支配すべき地であり、それゆえに神宮は直轄民である神戸を通して山の支配権をにぎるべきである、とするものである。神宮の山野にたいする排他的・一元的支配の願望がむきだしにあらわれている^⑨。といえる。そして天曆年間光智のかこいこみ以来、焼原柚上でも、名張山で太神宮が追求しようとした同じ志向を東大寺は追求しようとしたのであろう。たんなる出作地としてしかみられない状況を脱却し、焼原柚一帯に強固な支配権をうちたてるためには、このような原野利用の独占は必須の条件となっていく。

第二に、原野の開発と治田の獲得の問題について考えてみる。九世紀の段階では開発を申請した者が三年以上開発しないと、開発権が他人に移るといふ、いわゆる三年不耕の原則はあるが、開発権の所在そのものはいまいである。一〇世紀になっての一つの変化は墾田周辺の原野の独占(したがって開発権も)が公認されたこと(寛平八年四月二日太政官符)である。このことを一つの出発点に一〇世紀を一貫して分割した原野内部での開発権の独占の実績が積みかさねられていく。そのことを焼原柚・薦生牧の場合でみてみると、康保元年九月板蠅柚四至紙繆記^⑩によると、東大寺使は「四至内爾、所有田地山林皆所領也」と主張し、在地の刀禰などにその誤りを指摘されると、薦生牧については朝成家と妥協して手をひいてしまった。しかし、ここで東大寺使が主張したことは、当時の大土地所有者のねらっている方向を端的にあらわしている。すなわち、山林の独占を手がかりにして治田の独占を企てることである。上毛利用権の独占から原野開発権の独占へという過程で支配領域の全面的支配を狙うのが、原野支配の一つのタイプとなっているのであろう。東大寺はこの寺使の主張を薦生牧の場合に撤回しているが、この主張そのものを撤回したのではなく、焼原柚にはこの論理をもつてのぞみ、この論理を貫徹すべく全力をあげていく。この論理の貫徹は容易なものではなく、寛和年間においても、焼原柚は出作として位置づけられているが、そのことは柚の籠には東大寺の治田とともに他者の所領も混在していたことを示すものである。しかしそれを克服し治田の排他的所有を創出しようとする東大寺の志向は明確にうかがいがっており、上毛利用権の独占とならんで原野の私的分割を進めていくうえで重要なステップとなっていく。

以上、板蠅柚の第二期の動きをみてきた。一般的に近畿地方においては、寛平八年四月二日大政官符が、壱田周辺の原野に限定したものであったとはいえ、原野の私的占取に分割を認めたことを一つの手がかりに、広大な原野の分割と内部の排他的支配の確立、が一〇世紀を通じて進行している。焼原柚のかこいこみもその一環であった^⑫。そしてこのような原野の私的分割という事実のつきかさねのなから、やがて原野分割を正当な権利として認めよという要求があらわれる。その点で、一部であるとはいえ寛平八年四月官符で「公私共利」の原則がなしくずしになってきたことの意味は大きい。名張郡にみられるように、やがてこの原則は事実上の原野の大規模分割の進行のもとで有名無実化していく。それゆえにこの原則を守ろうとする国衙と大土地所有者はたえず衝突をくりかえしながら、基本的には大土地所有者側のこの原則を無視した原野の私的分割の権利化が、序々に定着していく。

このような原野の分割とその内部の排他的支配の確立、という大土地所有者の志向の帰結点として立ちあらわれてくるのが、板蠅柚の場合でいうと長元・長暦年間の官符・国符である。長元七(一〇三四)年七月一六日官符はつぎのようになっている^⑬。

太政官符大和国伊賀国司、応免除勅施入東大寺所領板蠅柚住人等臨時雑役事、四至、東限名張河、南限齊王登大道、西限小倉倉立籾小野、北限八多前高峰并鏡滝、

右、得彼寺去六月廿七日奏状傳、云云者、件板蠅柚已得河下之便、為寺家大切也者、右大臣宣、奉、勅、宣下知彼國、免除住人并工等臨時雑役、但四至之内、耕私所領、仮権門威、沽却要人之輩、早寛公驗而令進官、任其文契并定理非

そして、この官符をうけた形で、伊賀国司が長暦二(一〇三八)年二月につぎのような国符を出す^⑭。

国符、名張郡司、可免除東大寺領板蠅柚四至内見作田六町百八十步并居住工夫等五十人臨時雑役事者、任官符并代々例、被免除件賣者、郡宜承知、任旧例免除柚四至内見作田所当官物并居住人夫等臨時雑役

この官符・国符の内容はつぎの二点に整理しうる。①、板蠅柚内部に焼原柚がくり入れられたことの最終的確認、およ

び内部での上毛利用権・開発権の独占と居住人への臨時雑役免の獲得、②領域内部の治田への所当官物の免除。

まず整理したうちの第一の点について、東四至が名張川となっているが、これは笠間川と名張川・黒田川にはさまれた焼原杣をめぐっての東大寺と在地農民の間のはげしい攻防は東大寺の主張が太政官に認められることで一応の結着をみたことを意味する。ここに焼原杣の板蠅杣内へのかこいこみ・東大寺の焼原杣地域の原野の排他的支配が完成する、とみてよい。しかも、四至の内の私領などについて、公験を官に進め理非を弁定せよ、といっているが、これは四至内の開発権を東大寺が独占することを認め、他者の治田は正当性のあるもの以外は認めない、ということであろう。これはかつて康保年間に東大寺使が行なった「四至内爾、所有田地山林皆所領也」という開発権の独占の主張が実現したことを意味する。これであきらかなように、東大寺は焼原杣という原野を分割私有し、その内部の上毛利用権・開発権の独占を実現したのである。^⑤

このような原野の私的分割と関連して注意しておきたいのが別名の問題である。一般的に別名の典型的な例の一つとしてとりあげられる名張郡矢川の例をとって、別名のあり方を簡単にみておく。長久四（一〇四三）年、藤原実遠は矢川の常荒田を東大寺に売却した。^⑥この際実遠が東大寺に売却した権利は、常荒田の開発権であった。この際この常荒田は数十年来の荒地であり荒れるにまかせていたことが強調されていることからみて、原野と同一であることをしめそうとしたものと思われる。それゆえ東大寺が獲得したのは矢川という地域の原野開発権なのである。売却後五年たった永承三（一〇四八）年にいたり、東大寺は別当深観の名で立券するとともに、常荒田の開発にのり出す。国衙はこの地が荒地であることを確認したうえで、立券を承認し、開発田について「地子并臨時雑役」を開発の功により免除した。^⑦ここでいう立券こそが、別名の成立を意味するのであり、別名の権利とはまずなにより一定地域をかぎった原野のかこいこみと内部の開発権の独占が権利として承認されたものであり、さらにこの開発権を行使することで行きだされてくる墾田への地子・雑役等の免除の確保の権利として承認されたものである。

以上のようなものとして、別名を規定するならば、板蠅柚の「立券」といわれる長曆・長元の官符・国符は、焼原柚における別名の成立の承認にほかならぬ。すなわち、一〇世紀以来東大寺が追求してきた一定区域の原野を板蠅柚という名で私的に分割し、その内部での支配の貫徹をはかるといふ志向が、一一世紀前半に別名の権利として定着したのである。このことに関連して注意すべきは、黒田本庄＝板蠅柚の不輸不入制の成立の問題である。石母田氏は黒田本庄における不入制成立の根源を板蠅柚が本来柚工保有地＝奴隷保有地であったことに求めた。^⑩ この考え方は第一章でみたように東大寺の不法な主張にもとずいたもので歴史的にみて成り立ちえないのであり、黒田本庄の不入制の歴史的根拠は、この章でみてきた原野の私的分割と内部の上毛利用権・開発権の独占および第四章でみる内部住人への国衙干渉のたちぎりの完成に求むべきものである。その意味で別名の成立は不入制の成立の重要な側面をなすのである。^⑪

- ① 康保元年一月二五日東大寺告書案（一一二八）。
- ② 石母田氏。本稿むすび註①を参照。
- ③ 四一七三八。
- ④ 四一七七五。
- ⑤ 八一三九三。
- ⑥ 太神宮領名張山は、承平四（九三三）年一月一九日夏見郷刀禰解案（一一二四四）によると、比奈知、針生、長木などの地名がその内部にあり、名張川の夏見本郷より上流の山間部をさすものと考えられる。
- ⑦ 一一二五五。
- ⑧ 延暦年間、播磨国赤穂の塩山でその管理を東大寺が在地の共同体の同意をえて行なっていたのと同様な事態であらう（前掲拙稿「九世紀における大土地所有の展開」参照）。すなわち、名張盆地の村々の入会地的様相をおびていたのであろうこの山の管理を、在地の共同体の承認のもとに行なう、というものであったと考えられる。
- ⑨ さらにいうと、一〇世紀段階になってからの大土地所有者側の共同的制約をうけない無制限な原野分割への志向が、九世紀段階との対比で明確にうかがいがついているともいえる。
- ⑩ 一一二八〇。
- ⑪ この四至は東大寺が主張する、薦生と焼原をその内部に含めた四至をさす。
- ⑫ 一〇世紀の前中期において、名張盆地およびその周辺の原野で展開している大規模原野点定としては以下のものがある。
 - 1 太神宮領名張山、盆地東部の山間部一帯にひろがる。牧・治田が内部に含まれる。
 - 2 藤原朝成家領、盆地の北部築瀬から名張川をわたった夏見までにある地域に存する。牧・栗林・治田を内部に含む。
 - 3 薦生牧、盆地北方の山間部にあり、朝成家領の一部を構成する。
 - 4 板蠅柚、盆地西部の山間部に存する。
- ⑬ 天永元（一一一〇）年二月一三日名張郡々司等勘注（四一七三

九)に所収。

⑭ 同右勘注に所収。

⑮ このことは、かつて不法にかこいこまれた焼原柚が、名実ともに板柳柚の中心として東大寺に確保されたことを意味する。

⑯ 長久四年三月一日藤原実遠所領売券案(二一六〇四)。

⑰ 永承三年閏正月三日伊賀国符案(三一六五三)。

⑱ 本稿第一章註⑩参照。

⑲ 別名については、従来大山喬平氏、河音能平氏、坂本賞三氏などによって研究がなされているが、成立期の別名について考察している河音氏の論をとりあげ、それを通じて別名の性格を規定しておきたい。河音氏の「中世封建制成立史論」第一部所収の諸論文による、別名についての考え方は、①、別名とは開発可能地域を開発田の永代領掌を契約内容として独占的に領有する体制であること。②、古代国家体制に真に敵対しうる私的大土地所有の形成という観点からみるならば、梨田永世私財法よりも別名の成立の方が重大な問題であること。③、別名の成立は一一世紀初頭であり、その権限は在地の農奴主的経営者が握るのが一般的であること、いいかえれば、別名の成立は中世的所領の成立であること。以上の三点に要約されるであろう。

以上の論をふまえて、別名についていくつかの指摘を行なっておくと、まず第一に、別名の成立を永世私財法を出発点とした原野の私的分割の運動の頂点に立つものであることをはっきりさせておかねばならぬ。寛平八年四月太政官符(本稿はじめに註③参照)は基本的には「公私共利」の原則をすて、治田を内部に含んだ原野の私的分割を実現させたが、それは原野の無制限分割は認められていなかった。別名の成立は、この寛平の規定が完全にのりこえられ、大規模な原野分割を法的に制限する志向が放棄されたことを意味するのであり、原野分割のあり方は従来と質的に変化し、これを契機に律令制の理念にまっ

たく束縛されない原野の分割が進行するといえる。その意味で、別名の成立は、永世私財法から寛平八年太政官符へと、律令制下にはじまりケルンを作りつつ進展してきた原野の私的分割の運動の到達点なのである。従来の研究史において、このような別名の成立過程についての追求に弱さがあり、河音氏もその点では例外ではない。

第二に、別名の成立は律令制の規制を打破し、原野の私的分割の展開のなから生れてくる点で、中世的所領の成立を意味することは承認しうる。しかし、別名は権門寺社・大土地所有者が在地の刀禰など農民諸層(在地領主的存在を含めて)とたたかい、彼らの形成する共同体を破壊し再編成するなかで、形成されていくことは名張郡の例であきらかである。その点で、河音氏のいう別名を形成していく主体は農奴主的経営者すなわち在地領主的な存在が一般的である、というのは疑問である。むしろ、権門寺社すなわち庄園領主的な存在が別名形成の主体であったのが一般的であったと考える。

第三に、矢川常荒田について、河音氏はこれを別名の初見としつつも、別名としての性格を実遠・清藤にまでさかのぼらせ、東大寺はそれを引継いだものとされる。しかし、実遠時代の矢川と東大寺領になつての矢川の差はいまいにすべきではない。すなわち、実遠所領は、藤原朝成家領など同質の、一〇世紀における原野・常荒田の分割のなかで成立した所領であるが、一〇世紀末から一一世紀初にかけて、二つの道が分岐してくる。一つは内部の支配強化に成功して別名を形成し、中世的庄園に成長していく道と、それに失敗して内部の支配権を手放し、加地子の取得に甘んずる道の二つである。実遠は後者の道をたどるのであり、東大寺は焼原柚において前者の道を行くことに成功し、それを足場に矢川の別名化を企てたのである。その点で両者は峻別する必要がある。

以上、別名の成立の問題は、在地領主の所領形成の問題としてとら

えるのでなく、律令制下の原野の私的分割の運動のなから生れ、一世紀中期以後本格的に展開していく中世庄园制の形成の問題として

とらえるべきものであることをみてきた。このゆえに、別名の成立は庄園の不入制成立の重要な側面になりうるのである。

第三章 正税免と不輸租

前章で一〇世紀における原野分割とその内部の排他的支配の進行、およびその到達点としての別名の権利の獲得の情況をみてきた。次にみておかねばならぬのは、前章後半で分析した長元・長暦の官符・国符の内容整理の第二点、すなわち焼原柚内部で東大寺が墾田の不輸租権を確保していく過程である。板蠅柚をはなれることになるが、素材として政事要略にみえる治田をめぐる問答、その他をもちいて、その形成過程をさぐっていく。

政事要略卷五三「雜田事」に注目すべき問答が記載されている。政事要略の編者維宗允亮はこの問答について「寛弘三(二〇〇六)年九月八日、府督(藤原公任)賜第一問、注進大略之後、九日重有疑問、仍又注進此文、但為令見子細更作問答載之」とのべて、藤原公任^①の質問と允亮の返答を刻明に記載している。この問答には一一世紀初頭の大土地所有者の志向と律令の理念のずれがしめされており、興味深い。まず、公任は自分の考えをのべつつ、次のような質問を行なう。「問、治田、可在主税式称自余田之内、仍可徵租云々、案之、格云、墾田任為私財、無論三世一身、永年莫取云々、称治田者是墾田歟、已為私田何徵官物乎、称自余者本載図籍輸租田歟、又如此私田、無本頼之国付負正税哉如何」この内容は次の二点に整理できる。①、主税式によると治田は不輸租田・輪地子田のいずれの範疇にも入らない自余の田地の分類に属するゆえに、治田から租を徵すべきであるとされている、しかし格では墾田は永世の私財と定められており、このような私田となっているものからどうして官物が徵集できるのか、主税式にいう自余の田地は最初から図籍に記載されている輸租田をさすのであり、墾田のように新たに作られる田地は、自余の田地の範疇に入らないのではないか。②、このような私田に対して、本頼をわたさないで国衙が正税を負担させる、というのはいかがなものか。質問の内容は、墾田は私財であ

り、ゆえに租を輸すること、正税を負担することはおかしいではないか、ということに要約される。その点でこの質問のなかに、一〇世紀に展開していく大土地所有者の分割した原野の内部に形成されていく墾田への国家支配を排除し、私的に支配することを権利として認めよという要求が、集約して表現されているといえる。

これにたいして允亮は、律令法の該当部分を論拠にあげて、たんねんに反論して、最後を次のようにしめくくっている。「抛此等文、至于墾田、雖云私田、為輪租田、其証既多、租税之義自顯、墾治之字亦明、注載図籍、就説可知、但出拳之興、其来尚矣、式依人数出拳、格准作田班拳、偏称墾田非可遁避、彼反経制宜、猶不拘文法、況改式存格、尤可従寛恕者歟」。質問者の問いにたいし、第一の租の問題については、墾田は私田であっても輪租田であること、墾田は基本台帳である図籍に記載されていることを明快にいきっている。ところが第二の正税の問題については、出拳の発生の古さを強調した上で、墾田だからといってそれを遁避すべきでない、といっているが、賦課基準の変更については、のべているものの、墾田への正税賦課そのものの根拠についてはふれておらず、全体として、主張に明快さを欠いている。この允亮の答は公式的な律令制の原則にのっとったものであるとみなされる。それが正税についてはあいまいな答しかださきれていないのは注目すべきである。このことは、単に一世紀初頭の法家の理論に欠陥があるのではなく、墾田への正税賦課の論理をつらぬきえないような九・一〇世紀の政治的経済的諸過程のあり方の反映であるとみなさなければならぬ。その点について、一世紀初頭にいたる情況を分析してみる。

正税・出拳は、九世紀後半にいたり、従来の人別班拳から、土浪人を問わず管内で有する営田の面積に応じて班拳する地税の方式へと転換していく。そして営田に対象が移ったのは、「富豪や諸司浪人、王臣家人らが競って領作した墾田があらたな班拳の対象として取りあげられてきたことを意味する」^②のであるが、問題はこの墾田への正税賦課という国家の意図が実現したかどうかである。いかえれば、一〇世紀の在地の情勢のなかで、国衙が墾田への正税賦課を積極的に行ない、富豪らも自己の領作する墾田への正税賦課を甘んじてうけたかどうかである。その点で注意すべきは、国衙によ

る治田の正税免の実例が一〇世紀において存在することである。以下その実例をあげてみると、

1、伊賀国玉滝庄の例

保安四(一二三三)年九月一二日明法博士勘状案に、次のような一連の文書が引用されている。

天徳三(九五九)年四月五日国司藤原忠厚下符云、応免開免玉滝庄内并山辺荒廢田畠伍拾町事

天徳四(九六〇)年二月廿二日国司藤原忠厚下符云、応免除玉滝・内保・湯船・鞆田・山田村、去年正税利稻事

応和三(九六三)年十一月十日国司伴宿弥清廉下符云、応任旧免除玉滝・湯船・内保・山田・鞆田村開免田正税事

2、紀伊国隅田庄の例

延久四(一〇七二)年九月五日太政官牒に次のようにある。

……老妣 隅田庄 伊都郡 依去寛和二(九八六)年七月廿二日牒状、国司奉免判状云、件隅田村作田任見開敷、如去年可免除

正税直等、至于祖早可并進之、……依治開荒廢、所裁許也

これらの例であきらかなように、常荒田や原野の治開の場合に、正税を国衙が免除することが行なわれている。このような動きは、地域によって差はあっても一〇世紀に各地で展開していたものと考えられる。つまり墾田を正税班奉の対象とするという意図は律令国家側にあつたにせよ、現実の一〇世紀の過程では墾田の正税免が広汎に定着しつつあつたとみなされるのである。そして一一世紀に入ると、そのような事態は貴族層の意識においても定着していく。そのことを天台領山城国八瀬の場合でみておく。

寛仁二(一〇一八)年一月二五日、山城国愛宕郡の八カ郷がすべて賀茂社に寄進された。この寄進に際し、愛宕郡の内には公私田が入り交っているために、いくつかの問題をひきおこしている。そのような問題の一つとして、天台領八瀬の帰属をめぐる争いがある。藤原道長がこれをさばいているのであるが、小右記によってその経過をたどると、大略次のようになる。①、延暦寺主張。愛宕郡が賀茂社に寄進された由であるが、埴川以東の地および八瀬・横尾は天台領であり、

賀茂社に入るべき地ではない。②、道長の判断。八瀬・横尾が天台領であることは認めるが、埴川以東については天台領の主張の根拠は薄弱である。③、実資（小右記作者）の疑議。八瀬・横尾が天台領であるとしても、その内部の田島についてまで天台領といえるかどうか。④、道長。実資の疑議をうけられて、八瀬等田島は租税ともに天台に納めているか、それとも天台には地子を納め租は国衙に納めているか、山城国司に尋ね、対策をたてるように。⑤、実資。道長の指示を敷衍して、もし租税ともに天台に納めているというなら、官省符をよく調べよ、もし地子のみを天台に納めているというならば官物は賀茂社に弁すべきである、ともかく国司を召問し証言を求めよ。⑥、山城国司の答。八瀬村所在田島は下人開作の所で、地子物などは西塔に勘納、官物は禅院灯分稻の内で国郡は進退していない。⑦、道長の最終判断。八瀬・横尾の田島について、観音院・月林院の田島は年来の寺領として、官符はないが国司は官物をとっていない、又禅院灯分稻料田は坪が固定していず院の申請で其の田の官物を給い、年序を積んでいる、これらの田の数は多くはないので、寺領とする、又八瀬・横尾等の内官物を弁ずる田は賀茂社領とする。

以上の経過をふまえて、問題を八瀬にしぼってみると、道長・実資ともに、八瀬が租税ともに天台にだす地≡不輸租地か、それとも地子≡正税のみ天台が取得する地か、をはっきりさせようとしている。後者であれば、官物≡租は賀茂社に入ることになるからであるが、注目すべきは、兩人とも八瀬が正税はださなくてもよい土地ということを前提として論をたてていることである。これについて国司は、八瀬の田島は下人開発の地であるから、正税は西塔に納める、と証言している。すなわち、山門がかこいこんだ領域内に下人の労働力を投入して開発を行なったことを国司は認めた上で、その墾田の正税を免除しているのである。そして道長も実資も墾田の正税免については疑議をほとんどしていないのである。以上で、墾田については、官物は国衙、正税は墾田所持者というルールが国衙によって承認されていること、しかもそのルールについて、道長・実資という国政の中心にいる大貴族も当然のこととして認めていること、があきらかになった。

政事要略における允亮との問答の相手である藤原公任はこの実資の従兄弟である。⑦。公任はその質問のなかで、律令法の

解積自体を墾田の私的独占を可とする方向に向けられないかを打診するという形で、あからさまに墾田の私的独占と国家支配の全面排除の願望を表明している。たしかに公任のこの主張は大土地所有者の欲望をむきだしにしたものである。しかし彼の従兄弟の実資や道長も墾田の正税免については公任と同じ立場にたっていることは今みた通りである。公任との問答において維宗允亮は法家の立場から律令法の理念に立脚して、それに反対する理論を展開するが、墾田の租については、理念を貫ぬぎえても、墾田の正税については免除の慣行があまりに道長以下貴族層に滲透しているゆえに理念を貫ぬぎえず、答のあいまいさ、という形になってでてこざるをえなかったのであろうと考える。

以上で不輪租^⑧とは別に正税免の地が墾田においては広汎に存在することがあきらかになった。問題はこの正税免の地が庄園制の形成にいかなる役割を果たしたのか、言葉をかえれば庄園の中核としての不輪租地の増大にいかなるかわりあいをもっているか、である。そのことを一〇世紀の柴山寺領においてみていく。

柴山寺領で、(A)天元三(九八〇)年九月、(B)永延三(九八九)年四月の二回にわたり、太政官符による不輪租化の承認が行なわれている^⑨。まず(A)については、次の三個所の水田が免除される。(1)墓山地二八〇町のうち、水田二町三反、(2)西新開二七町六反のうち、水田三町九反一三〇歩、(3)高栗栖牧地三〇町のうち水田六町五反、(B)については(1)十市郡八町三反六〇歩、(2)宇智郡田五町六反、畠二町九反、(3)広淵郡一町二反。(A)(B)あわせて六個所の田畠が記載されているが、正暦五(九九四)年九月柴山寺牒に「官符田廿町^(廿カ)段百卅歩^{天元}永延三年四月廿六日四町^(廿カ)」とあるように、これら田畠が官省符記載田畠として、以後国衙から租を免除される対象となるのである。この(A)(B)六個所のうち、(A)の三個所は基本的には原野の分割とその内部の開発によって、(B)の三個所は施入によって、得られた田畠よりなるがこのうち(A)の開発田についてみると、墓地・山・牧のそれぞれの内部に水田が開発されているが、問題は不輪租化の承認をえた水田は天元官符記載の柴山寺領のごく一部をしめるにすぎぬということである。不輪租化されない大半の庄領はどのように位置づけられるか、を考えねばならぬ。

まず第一に、不輪租化を認められた耕地の存在する坪の内部の原野・荒田について、寛弘六（一〇〇九）年一月二〇日^①、柴山寺牒にたいする国司免判に「件寺所愁官省符田内、見作式拾捌町玖段式佰式拾歩^{之内畠}、任勘状可免租税、於遺荒田者、任官省符内随開発、同可免除之」とある。ここでしめされているのは、官省符に記載されている坪内の荒田・原野は、開発に従って租税を免除するということである。すなわち、ある坪に官省符記載の不輪租田が認められるならば、他と抵触しないかぎり、その坪全体が将来開発される耕地を含めて、不輪租化するという慣習が存在したのである。^②

第二に問題にされねばならぬのは、庄園内であっても、その坪内部に不輪租田のない、多くの坪々である。これについては、柴山寺領では考える手がかりはないが、大山庄を素材に分析してみる。長和二（一〇一三）年一月一日大山庄司解への国司免判に「件寺田見作七町二段二百八十八歩内、除損田三段二百八十八歩之定六町九段所当官物并図外治田三町一段百四十四歩可成免符之」とある。同じく治安元（一〇二二）年一月二日の国司免判には「一件寺田見作五町五段二百八十八歩之中、寺田五町三段百十四歩所当官物、治田二段百十四歩所当地子各可免符之」となっている。ここで「寺田現作」（長和二年）、「寺田」（治安元年）であり、「図外治田」（長和二年）、「治田」（治安元年）であることはあきらかである。その際寺田現作は、所当官物を免ずるようになっていたので、不輪租田とみなしてよいであろう。問題は図外治田である。図外とある以上、官省符記載の坪付以外の坪での治田と考えざるをえない。^③この治田の地子が免除されているのであるが、ここで所当官物の免と区別して、「地子」の免とされていることに注意したい。この地子の内容について、先にみた八瀬の場合と同じく「正税」と解するのが妥当と考える。そうすると大山庄の場合は、官省符記載坪内の現開田は不輪租、官省符記載以外の坪を開いた治田については、正税を免除するということになる。このように正税を免除される新開田は広汎に存在したものと考えられ、柴山寺領でも当然考えねばならぬものであろう。

以上官省符庄内の諸種の地目をみてきたが、これらを整理しなおすと、次のような過程が想定される。①、墓地・山・牧地の名目による広大な原野の私的分割の進行。②、その内部での原野所有者の主導のもとでの積極的な開発の推進。③、

この過程で開発された治田の安定化をはかるため、国衙より正税免の特権を確保。④、③をステップに開発田へのより安定的な権利確保、すなわち正税および租の免除、いわゆる不輸租の確保。

— 以上で正税免を媒介とした不輸租特権地の拡大の過程をみてきたが、そこでの一つの問題は正税免地から不輸租特権地が発生してくるそのあり方は必ずしも明確ではないことである。さまざまな経過をたどったのであろうが、ここで注目したいのは官物便補を媒介とした不輸租特権地の拡大のあり方についてである。それを先にあげた天台領山城国八瀬の場合をとってみておく。八瀬の場合、先にみたように正税免は下人開発の地ということであるが、認められているのであるが、注意すべきは、この開発田について、官物は国衙に収めないうで、禅院灯料稲という名目で山門に与えられていることである。すなわち、開発田島へ正税免を確保するとともに、その田島の官物についても灯料ということである。しかも官物便補については、どの坪の田島の官物を便補するかは山門側に決定されており、その点で山門は開発田島の正税免を確保するとともに、それを背景に、官物便補という名目による坪指定で、事実上の不輸租特権を獲得している、といえる。この官物便補の権利は、道長や山城国司も認めているように永続的なものであり、不輸租地への移行の一步手前である点が重要である。そして道長の最終判断がしめすように、愛宕郡の賀茂社領化に際し、山門は八瀬の田島について事実上の不輸租特権の保持を背景にして、正式な「寺領」化すなわち正税免の地を不輸租特権地へ転化させることに成功したのである。

— 以上のことを念頭に板蠅柚にもどると、黒田庄本免田がいかなる過程で東大寺のもとに獲得されていたか、大略は推測しうる。すなわち、板蠅柚とならんで東大寺の伊賀における重要な所領玉瀧柚において、開発田の正税免が確保されていることは、板蠅柚出作の焼原柚においても同様に正税免の確保が追求されたであろうことを推測させる。さらに焼原柚の場合、不輸租特権をも最終的に獲得することは前章でみた通りであるが、この不輸租の獲得過程を考える手がかりになるのが、正税免の耕地の官物の便補を媒介として不輸租化をかけた天台領八瀬の場合であろう。焼原柚の場合で指摘

されるのは、後の黒田新庄・矢川・中村などが東大寺の主張によると東大寺封戸の便補地であったことである。そのことは焼原柚・黒田本庄においても不輸租特権の獲得が八瀬の場合と同じく、自からの開発地を封戸の便補地にさせることを媒介とするものであったことをしめすと考える。すなわち、新庄での封戸便補の地という主張は、本庄での主張の延長として考えるのではなからうか。

政事要略その他を素材に、従来混同されてきた不輸租と正税の免が、明確に分離してとらえねばならぬものであることをみてきた。そのことによって、従来は開発↓不輸租特権の獲得という一段階で考えられてきた不輸の地の成立の問題が、開発↓正税免↓不輸租特権の獲得という二段階で考えていかねばならぬことをあきらかにした。焼原柚上においても、原野分割の権利が別名として定着していく過程に対応して、その内部においては、開発の進行、正税免の確保、官物便補を媒介とした不輸租化の完成、という過程が進行していく。その点で長元・長暦の官符・国符は原野の排他的支配権としての別名の権の成立をしめすとともに、その内部の開発田の排他的支配権としての不輸制の完成をもしめすものである。

① 四条大納言公任、康保三（九六六）年生、長久二（一〇四一）年没。歌人・歌学者。

② 村井康彦氏「古代国家解体過程の研究」二〇頁。

③ 五一九九八。

④ 三一〇八三。

⑤ この事件については、大日本史料第二編の一四、寛仁三年七月五日条に、史料が整理されているので、それによった。

⑥ ここで注意しなければならぬのは、小右記の記事のなかでは、税と地子が同意味に用いられていることである。すなわち正税と地子なのである。この両者は本来別のものであろうが、ここでは同一のものとして意識されている。そう考えないとこの文意があきらかにならない。おそらくこれが一〇〜一世紀段階の通念ではなかったかと考える。

る。

⑦ いずれも関白小野宮実頼の孫にあたる。

⑧ なお、不輸租といった場合は、租の免除と同時に正税も免ぜられていたことは注意しなければならぬ。

⑨ 二一三一八、および二一三三三。

⑩ 二一三五九。

⑪ 二一四五一。

⑫ 別の例でみると、永承七（一〇五二）年、愛智庄で国衙への免除申請に際し、寺家は「件坪々先免合残、為被令勘免、注進如件」として免除を要求した。この「合残」については坂本賞三氏は「合残田とは、（官省符記載）坪内の見作面積が基準国図の「寺田」を上廻り、それが他領田の混在によって妨げられない場合の見作超過分を意味する」

(同氏「日本王朝國家体制論」三四頁)とされている。

⑬ 二一四七二。

⑭ 二一四八五。

⑮ 坂本賞三氏は、天喜三(一〇五五)年一月の大井庄において、合残田とならんであらわれる「当年新作」を、庄田の存在しない坪で新らしく開発された田地をいうものと解しておられる(同氏前掲書三四頁)。この推測が正しければ、当年新作は、大山庄の園外治田と同性質のものということになる。

⑯ 従来の一〇〜一二世紀の諸研究において、①不輸税⇨正税免と、②不輸租⇨租および正税免、の両者の区別は無視されてきた。①は②のなかに含まれて考えられ、①の独自性は追求されていない。たとえ

第四章 農民支配の展開と不入制の成立

教章にわたり九世紀末を起点とした大土地所有者による原野の私的分割の展開とその内部における上毛利用権・開発権の独占、および開発された墾田への排他的支配権の確立、の過程をみてきた。これらの過程は、律令的理念にもとづく原野および墾田にたいする支配の崩壊、私的大土地所有の全面的な展開という動向に支えられて進行し、一一世紀初頭における別名の成立、不輸租地の本格的展開による、原野を含む一円的不輸不入の地の成立によって完結をみるのである。次の問題は一円的不輸不入の地の確立過程において、大土地所有者は、分割した原野内部において諸活動を展開する在地農民諸層をいかに把握しようとしているか、である。農民諸層の国衙支配からのきりはなしおよび大土地所有者のもとへの組織化は、先にみた別名の成立とならぶ不入制の重要な柱であり、分析せねばならぬ課題である。素材をふたたび名張郡にとつて、分析を行なう。その際、この問題を、第一に原野における農民諸層の活動のあり方の分析、第二に大土地所有者がそれら農民諸層をいかなる形で組織しようとしているかの分析、の二点から行なう必要がある。

ば、一〇世紀の土地制度史研究に大きな貢献をしている坂本賞三氏の場合も、この区別はなされていない。そのためいくつかの問題がでている。その一つに、免除領田制で合残田以外の新開田免除(⇨当年新作)の存在を指摘するが、その内容が正税免であつて不輸租ではないことを把握していないため、「新開田免除とか四至内の田畠を見作にしたがって免除するというたぐいのことは、そのように経営困難な庄園にたいする便宜的措置として行なわれていたであらう」(同氏前掲書三八頁)というようなあいまいな結論になっている。いずれにせよ、不輸租と正税免の厳密な区別と両者の相互関連の追求は、今後の重要な課題である。

まず第一の原野における農民諸層の活動のあり方を考えるが、前にみた康保三年四月夏見郷刀禰等解状に「件名張河西、薦生御牧上方、添山所在寺神領田畠、私人領地公田、其数已多」とあるのが注目される。ここで、「寺神領田畠」や「公田」から区別される「私人領地」なるものが存在する。これについての分析は、農民諸層の活動をみていく上で重要である。

上横手氏は「私領」について、広義の私領と狭義の私領を区別すべきことを指摘した上で、私領の成立について、律令制下では「私田」は存在しても「私領」は存在せず、「私田」の名称は官有のものでないことを表示するだけで、「領」がしめす積極的な事物支配の意義はなおみられず、「私領」(あらわれるのは一〇世紀中期)と「私田」との間に単なる言葉の違い以上の深いものが存在することは想像させる、としている。この指摘そのものは正しいが、問題は「私領」がいかなる形で一〇世紀中期に成立してくるかの分析が不十分なことである。具体的には私領が開発活動によって取得された土地という点についてのほり下げが十分になされていないのである。その点中田薫氏が「開発領主とは、開発なる根本取得原因に依て所有権を取得したる者の義なり。故に一に之れを根本領主と云ひ、斯の如くして取得したる所有地を根本私領と云ふ」と定義していることは重要である。「領」が積極的事物支配の意味をもっているということは、具体的には私領は開発という活動を媒介としてのみ生れるということを示すものであろう。以下その観点に立って、狭義の私領の形成過程を開発活動の観点から整理してみる。

まず第二章で検討した太神宮領名張山について、一〇世紀中期天慶年間に「己地」「吾地」と称される地が山内に多く発生する。それは農民諸層の原野への積極的な進出、原野内部での私的分割と分割した地での開発など諸活動の展開、なかで分割した土地にたいする権利の積極的な主張という形であられるものであり、その点でこの「己地」「吾地」と称される原野分割地こそが狭義の私領の原型ともいうべきものであることはあきらかであろう。すなわち、私領とは耕地のみでなりたつのではなく、原野のただ中に耕地をその内部に含んだ農民諸層の占取地として出発するものなのである。

さらに、これと関連して注意されねばならぬのが、寛平八年四月二日太政官符^⑤である。すでにさきにみたようにこの官符で墾田予定地の「共採」という律令の理念がすてられ、限定つきではあれ原野のかこいこみが容認されているが、ここで認められた原野の占取された一区劃^⑥「百姓請地」は耕地とそれを上まわる未開地から成り立っている。農民諸層に「己地」「吾地」とよばれているものが、律令国家にとつては百姓の「請地」とみなされているものであることはあきらかである。農民諸層は「百姓請地」を足場にそこにおける自己の権利を強化していく努力を続けていくのであり、そのなかで「己地」「吾地」という意識が定着していったものと考ええる。焼原柚の場合になるとそのような地を農民自らが積極的に「領」すべき地^⑦「私人領地」として、寺神領田畠や公田と異なった位置づけをもった地として強調されるにいたっているのである。以上のようなものとして、私領の形成を把握すると、上横手氏のいう「私領」と「私田」の差の内容もあきらかになる。すなわち、私領は、律令制の原野支配の理念^⑧公私共利の枠を打破って原野において自立をめざして活動する農民諸層の開發を含む諸活動の展開のなかから生れるものであり、耕地のみでなく、未開の原野を含みこみ農民諸層の農業・社会的分業の活動の場として一定のひろがりをもつ土地である。律令体制内部に存在する耕地の一片をさす私田と、私領の質的差異はここに存する。

狭義の私領の形成過程をみてきたが、それを要約すると、次のようになろう。①、律令制の原野支配の理念の根底的な否定の上にあられるものであること。②、農民諸層の原野での活動の結果あらわれるものであり、農民諸層が自立のため開發、社会的分業などの諸活動を展開する場であること。③、耕地のみでなく、原野を含んだ概念であること、④、九世紀末ごろの「百姓請地」を出発点に、その地を「己地」「吾地」として意識することのなかで一〇世紀中期には「私領」という概念が定着していくこと。

以上のように定義づけられる農民諸層の私領は、九世紀末以後急速に展開していくが、焼原柚において、「私人領地」「寺神領田畠」すなわち東大寺などの大規模かこいこみと対比してあらわれているように、農民諸層が日常利用してい

る原野に大土地所有者が進攻しかこいこみをはじめることによって、在地側は私領展開の場として原野を守らねばならぬ事態にも直面していく。そのことを康保年間の板蠅柚でほり下げてみる。すでにのべたように、天曆年間東大寺別当光智は笠間川以西に限定されていた板蠅柚を宇陀川の線にまで拡大することをはかった。この時の状況を康保年間になって在地刀禰は次のようにのべている。「先年東大寺前別当僧都、為令造大仏殿角木入座件板蠅柚、被造出件角木、即曳出笠間河名張川合西方山下、其次放使、令勝四至、板蠅柚東四至、其所立薦生御牧辰巳方、名張河流字椽瀬南頭、即称云、件板蠅柚東四至是河也云々、然則薦生牧可入柚四至内云々、無人相争、已経十余個年也^⑤」。天曆年間の東大寺の薦生牧・焼原柚の板蠅柚内へのくりこみの主張がいかに欺瞞と虚偽にみちたものであるかが在地側から適切に語られているのであるが、注意したいのは、刀禰が東大寺の行動について十数年間誰も文句を言わないことを指摘していることである。これは国・郡衙ともに大土地所有者の無法な行動から在地を守るものには決してなりえていないこと、大土地所有者の行動を抑止するのは農民諸層の主体的な行動しかないこと、を農民諸層が意識していることを意味している。康保年間に展開される大土地所有者へのねばりづよい在地側の抵抗は、このことの具体的なあらわれである。そこにおいてたたかわれているのは、名張郡の農民諸層が私領展開の場としての一定の領域の原野を、大土地所有者のかこいこみから守りぬこうとするたたかいであり、このたたかいのなかで、農民諸層は彼らの私領形成を行なう場を排他的に占有しようという意識を明確にさせていく。律令の理念が農民の用益権を認めつつも、「公」はその上に別の次元で権利を設定できるのであり、農民が排他的に占有・使用すべき「領域」の存在を認めていないのにたいし、「私領」の保持と拡大の要求をその基礎にもちつつ、農民諸層が排他的に占有・用益すべき「領域」、大土地所有者が官符を背景に進攻して来ようともそれを拒否し用益権を守りぬくべき「領域」という概念が、明確に在地の農民諸層のなかに意識としても定着しつつあることは注意せねばならぬ。

このように農民諸層の排他的に用益すべき領域という意識が一〇世紀中期には定着しつつあるが、これは「已地」「吾

地」という農民的私領意識の成立と対応した農民的領域意識の成立ともいうべきものであろう。これはより具体的には、獲得した私領の保持という自立しつつある農民諸層の要求の結節点として、原野を守るということを媒介にした農民諸層の結合体としての新たな共同組織が形成されていくことを意味する。このような農民諸層の形成する共同組織のあり方について板蠅柚一帯で考えてみる。

名張盆地において、九世紀以前においては、後の薦生・築瀬・夏見を含んだ地域を夏見郷とよんでいたのであるが、一〇世紀中期の時点では、康保三年四月解状が「伊賀国名張郡夏見郷薦生村刀禰并夏見郷刀禰等勘申右衛門督所領薦生御牧与東大寺所領板蠅柚山各四至旧状」となっているように、「夏見郷」と「夏見郷薦生村」が異なった単位として存在している。一〇世紀中期ではかつて単一の単位であった夏見郷の内部に二つの異なった農民の活動単位が分出してきているのである。分出した薦生村の情況であるが、解状によるとその内部は「治田新開田并公田」と「牧地」より成り立っており、この村が盆地中央部の農民がその活動を山間部に拡大したことのなかで生れてきたものであることをしめしている。一方の夏見郷について、これは後に築瀬と夏見に分れていくのであるが、一〇世紀の時点ではそれらを含んだ地域を指している。しかし前掲解状末尾の夏見郷刀禰の連署のなかに「宇奈抵社祝禊部」が入っている。この宇奈抵社は後の築瀬の宇留富志禰社のことであり、この社は夏見本郷から名張川をわたって築瀬に入る渡河口にあり、かつ築瀬の耕地への取水口にあたるといふ築瀬の中心にある社である。夏見郷刀禰にこの宇奈抵社祝が入っているということは、彼が築瀬の地域の代表者として入っていることであり、その点で夏見郷の内部でこの時点すでに築瀬が独立的な様相をおびた単位になりつつあることをしめす。次の問題は焼原柚であるが、この柚については、その所有者をあきらかにしえない。むしろこの柚はその意味で誰にも属しない原野であり、地形からみて宇陀川・名張川対岸の夏見郷など名張郡住人の入会の場合と考えるのが妥当である。夏見郷の農民にとって、この焼原柚は自からの私領展開の場として守らねばならない入会地なのであり、分村薦生村もそれに協力して東大寺との間にはげしいあらいを展開していくのである。

以上夏見郷を素材に農民の私領形成を基盤にした共同組織のあり方をみてきたが、それらをふまえて、共同組織の特質についてまとめしておく。①、一〇世紀の共同体的規制の特徴は、村落構成員が開発・上毛利用の諸活動を排他的に行なう一定領域を共同体規制のおよぶ場として明瞭に意識する、農民の領域意識ともいうべきものが、定着していることである。

②、開発および社会的分業の活動の場としての原野の共同体的規制は、あくまで村落構成員の事實的支配によって保障されているものであり、公権力により承認されたものではない。すなわち、その規制は領域内での村落構成員の開発・上毛利用活動の自主的な規制であり、村刀禰が村落の代表として構成員の活動を保障し、権門寺社のかこいこみ、あるいは他村の農民の入り込みなどを阻止しようとするものである。③、農民諸層の活動が活潑化し、その活動の範囲が広がっていくなかで、新らしい土地に進出した農民集団は、その事實的支配がおよぶ範囲を限定して旧来の村落から離れた自己の活動領域を設定していく。薦生村の夏見郷からの分村はその典型的な例であるが、この新村落は薦生村の場合のように刀禰がおかれ、一個の独立した秩序が形成されていく。すなわち、新村落の構成員の活動する領域上に旧来の村落と本質的には同質な村落秩序が設定されていく。築瀬もやがて夏見から分離独立した村落になっていくが、このような形で原野内部での新村落建設は一〇世紀以後、畿内においては広く進行していったと考えられる。④、このような一定の領域をもちその内部に共同体規制が貫徹している村落は、共同の利害を媒介にして連合していく。薦生・焼原をめぐる東大寺と夏見郷・薦生村の刀禰との争いに際し、堺を接する大和国山辺郡都介郷の刀禰が、夏見・薦生の刀禰をたすけて積極的に動いているのはその一つのあらわれである。このような同質な共同体規制をもつ諸村落の連合の横へのひろがりには、権門寺社の原野分割に抵抗し、自己の私領の擁護を志向する農民諸層にとって大きな力になっていたと考えられる。⑤、全般的に、原野での私領の確保を目的に結集した農民諸層の共同体的結合の展開は、山野における律令的理念にもとづく原野用益のあり方「公私共利」を決定的にぼりくずし、私的土地所有が展開していく条件を下から作っていく役割をはたすとともに、中世村落の原基形態を形づくっていきるのである。

農民諸層の原野における活動の情況をみてきたが、彼らの行動は大土地所有者による原野分割に抗して行なわれるのであり、「私人領地」と「寺神領田島」は併存しつつもはげしい争いを展開する。しかも薦生村が朝成領に吸収されたことにしめされるように、私人領地の確保は容易なものではなく、大土地所有者の支配のもとに入っていくのが通例である。しかし結果としてはそうであっても、注意すべきは、大土地所有者は、農民諸層が作りあげた領域内秩序を何らかの形で媒介としないかぎり、その山野支配を貫徹することはできないことである。このことをふまえて、大土地所有者の農民諸層への支配確立の過程が分析されねばならぬ。具体的には、大土地所有者は次の三点を積極的に追求する。すなわち、第一は、刀禰層に代表される上層農民層の直屬労働力化の追求であり、第二はその直屬労働力を核とした共同体的規制の自己の支配論理内部へのとりこみ努力であり、そして第三は、とりこんだ領域を完全に自己のものとして支配していくために、その領域の所有の正当化を目的としたイデオロギーの創出の努力である。以下において、これらについて分析を行なう。

まず第一の点について、大土地所有者が農民を直屬労働力として組織することについてであるが、具体的には岡屋庄で天禄三(九七二)年にのべられている「……申下官符、免租税官物、募免庄司庄子五十人雑役了^⑩」という庄司・庄子の組織化のあり方の問題である。まず庄司・庄子の構成の問題であるが、康保年間の薦生牧立券に際し朝成は「早立券宅名、兼免除牧内居住浪人臨時雑役^⑪」といっているように、庄司・庄子は基本的に浪人で構成されている。すなわち大土地所有者はこれら浪人を組織していくのであるが、それはまず第一に、浪人への国衙よりの負担を立ちまわることが前提となる。具体的には「雑役」「臨時雑役」の庄司・庄子への賦課を免することが追求される。第二に、それをふまえて、大土地所有者と庄司・庄子の間に強固な関係が形成されていく。寛和三(九八七)年東大寺は阿波国新嶋庄について「当年春時各進請文、更無荒田、悉以開発、若有収公、引代々官省符、牒送国衙、将可令免除^⑫」とのべているが、官省符庄内の開発を行なうために「請文」をとって労働力をつのっている。その点でこの請文は大土地所有者東大寺と庄司・庄子「直屬労働力

との間にかわされた開発請負い請文であったといえる。その際、大土地所有者と庄司・庄子の間に結ばれていく関係の特質として、①庄司・庄子に開発に基づく恩典の賦与^③。②庄司・庄子に開発した土地にたいする「永年作手」の保障^④、の二つが考えられるが、このような関係がむすばれるなかで、大土地所有者のもとに開発労働力としての直属労働力が序々に組織されていくものと考えられる。

焼原柚の場合であるが、東大寺は薦生牧の朝成家のように浪人を直属労働力に組織しようとする志向をみせていた様子はない。しかし東大寺はこの段階で直属労働力が未組織のままであることは焼原柚の確保をむずかしくすることを理解していたのではないか。その点で石母田氏の「土地所有権が人間の所有権とは独立してありえないことを最もよく認識していたのは恐らく東大寺であつたらう^⑤」という指摘は、東大寺の焼原柚支配の志向についてその本質をついた指摘である。

この一〇世紀中期以後一一世紀中期にいたるまでの間、その具体的経過は不明であるが、東大寺は焼原柚内部への直属労働力の確保に一貫した努力を払っていく。長元の官符で焼原柚の地が東大寺の主張通り板蠅柚内にくりこまれた際、その「任人」の臨時雑役が免除されているが、それこそが東大寺の直属労働力確保の努力の成果なのである。

次に第二の点について、第一でみた過程は単なる直属労働力の確保の過程なのではない。そのみであつたら大土地所有者の領域支配は成りたちえない。焼原柚の場合でいうと、そこには寺神領田畠、私人領地がいりまじって存在している。東大寺は焼原柚支配のために、これら農民の小規模私領や寺神領、および原野の全面的支配をなさねばならぬ。このような全面支配を貫徹するためには、大土地所有者は、その支配領域全般にわたってその占有と利益のあり方を規制している共同体的規制を支配論理内部にくりこまねばならぬ。それは共同体的規制の体現者である村落刀禰層を直属労働力として組織することを媒介としてはじめて可能になるのである。

具体的にその過程をみていくと、一〇世紀の畿内では農民諸層が作り上げていた共同体において、共同体が占有すべき領域は、共同体構成員全体が用益すべき地であり、共同体構成員全体のものであった。しかし現実には共同体内部では、刀

禰に代表される上層農民層の力が、階級分解の進行のなかで増大していき、そのなかで領域内部における共同体構成員一般のもっている権利を共同体を代表する刀禰が自からの手に集中していくことで共同体を支配していこうとする志向があらわれてくる。大土地所有者は、そのような刀禰層の動向を敏感に把握し、彼らをさきに見たような国衙支配からのきりはなし、開発・耕作にたいする優先権の付与という形で、直属労働力として組織し、それを拠点に共同体そのものを支配下におくことを志向する。もちろん、刀禰層は共同体を代表して行使している権利を自己の支配のための権利に転化させることで在地領主化の道を歩む志向を常にもっているゆえに、大土地所有者への隷属については拒否する動きは存在するのであり、直属労働力の確保は決して安易なものではない。しかし、刀禰層の独自の道にも多くの困難が存在するのであり、^⑥大土地所有者はそれを利用して若干の特権の付与という形で直属労働力化させていくのである。たとえば、太神宮領名張山の場合を見ると、ここには名張盆地から進出してきた公浪人および神戸が一定の共同体的秩序を作りあげている。そこへ太神宮は直属労働力である神戸のみ優遇することで、強引な直属労働力優遇策をうち出す。このような神宮の政策は神戸と公浪人の間にはげしいトラブルをひきおこし(傷害事件もおこる)ていくが、神宮はあくまで神戸を中心とした共同体的秩序の編成がえを強行しようとしているのである。そしてそのような大土地所有者の支配の滲透の帰結は、村落共同体的秩序を直属労働力を足場に自からの支配のもとに従属させること、を媒介として農民諸層の活動する場Ⅱ共同利用地を自己の支配すべき地に転換させることである。いかえれば、農民の領域意識を巧妙に利用し、農民の原野をめぐる内部規律を自己の支配原理のなかに吸収する形で、一円四至内の原野支配を完成させていくのである。

焼原柚において、長元・長暦の官符・国符は、別名の成立、墾田への不輸租権の獲得を意味したことはすでにみてきたが、それとやらんでこの官符・国符で、他人私領のかきあげが命ぜられ、四至内居住人の臨時雑役が免ぜられているが、これは柚内に組織した直属労働力を国衙支配からたちきり、さらにそれを媒介にして共同体規制の支配論理内部への吸収が完成したことを意味すると思う。すなわちこの官符・国符は全体として、焼原柚上において東大寺が原野・墾田・共同

体を完全に支配する一円領域支配（不輸・不入権の獲得）を完成させたことをしめすものである、といえる。^⑦

第三に問題にせねばならぬのは、このようにして四至内の支配を完成させたことをふまえて、その支配を正当化し、永続させていくためのイデオロギー工作のあり方についてである。

赤松俊秀氏は、一〇世紀末から一一世紀中期にかけて、高野山御手印縁起、四天王寺御手印縁起、園城寺縁起など諸寺の縁起類が偽作されていることを指摘している。赤松氏はこれらの縁起類は、高野山の場合は「国司の支配を脱した庄園を持ち、それを自力で経営することで自立を図ろうとした」こと、四天王寺の場合は「朝廷、国郡司、僧綱の支配を離れて、独立に四天王寺を維持することを念願した」ことなどを契機に偽作されたものであり、寺院関係者らは「既存の俗的権力支配を排除し、聖職者が自由にその領域を支配する独立の世界」の実現を望んでいた、とされる。^⑧ この赤松氏の指摘は注目される。一〇世紀末～一一世紀中期は今までみてきたように、別名の成立、不輸租特権の広汎な展開、直属労働力の成立、などにしめされるように、大土地所有者の領域支配が完成にむかっている時期である。この時期に偽作された縁起類の内容について、たとえば高野山や園城寺の場合は、それぞれの寺の位置する広大な山野の領域を四至をかぎって自己のものとする主張をなし、四天王寺の場合はそれとらんで寺家専属の人民を国郡司が使役することを拒否する主張をなしているが、それらはいずれもかこいこんだ四至内部の土地・人の独占＝領域支配、の正当性を主張するためのものであることはあきらかである。すなわち、縁起の偽作がこの時点で集中して行なわれているのは偶然ではなく、政事要略にみえている藤原公任が律令法の恣意的な解釈で私領の排他的支配の正当化を試みようとしているのと軌を一にした行為である。ただ、ここでは聖徳太子の予言、丹生・高野両神の空海への靈驗、新羅明神の円珍への影向、などの宗教的・土俗信仰のイデオロギーに仮託して、領域支配の正当性を主張しようとしているのである。さらに、所有地の排他的支配の正当化のためにこのような宗教的なよそおいをとったイデオロギー工作とならんでその所有地の伝領の由緒の正しさを証明するための文書の偽造も行なわれる。その一つの例が丹波国大山庄である。一一世紀初頭東寺はこの庄に関して承和一二

(八四五)年九月一〇日の日付をもつ民部省符を偽作する^⑨。これは、承和一二年官省符が焼亡していたのを一一世紀初頭にあらためて偽造したものであるが、それによって大山庄の東寺による支配の由緒の正しさがあらためて強調されていくことになる。このような文書偽造の狙いは諸縁起類の場合と同じものであることはいまでもなからう。

一〇世紀末―一一世紀中期にかけてさまざまな形態をとった縁起・文書が多くが偽造されていくが、これは広大な原野のかこいこみとその内部の領域支配の完成という事態が広汎に展開していくことの反映であることをみてきた。そのことをふまえて、板蠅柚にもどって問題をみてみる。従来、一般的に板蠅柚は八世紀中期に東大寺に勅施入された柚山とされてきた。その根拠となったのが天平勝宝七(七五五)年二月孝謙天皇勅施入文である^⑩。この文書は黒田庄関係文書のなかでやや特殊な位置をしめる。黒田および板蠅関係の文書は一〇世紀中期から姿をあらわすのであり、それ以前においては、この勅施入文以外は存在しない。その点でこの文書に検討をくわえてみると、いくつかの疑点が残る。

その疑点の第一は、板蠅柚の所在についてである。施入文には「板蠅柚 壱処 在伊賀国名張郡」となっている。このことについて富森盛一氏は、この施入文記載の四至でみるかぎり、柚は伊賀国名張郡と大和国山辺郡にまたがって存在していることになるが、そうなると、これら大和国山辺郡に含まれる地は施入文作成時は伊賀国に属していたことになるが、どの文書にもこのあたりが伊賀国であったという記載がない、という疑問を発しておられる^⑪。氏は当時国境が確立しておらず山地はことに不確定であったがために、あいまいな表現になったのではないかと、としているが、それですむ問題ではなさそうである。なぜなら、この勅施入文より二世紀以上もくだる長元の太政官符が、板蠅柚の雑役免について、符を伊賀・大和の兩國司にくだしているのであり、しかもこの官符の四至が後述するように勅施入文の四至と全く同じなのである。つまり同一の四至記載で、一方はその所在を伊賀国に、一方は伊賀・大和兩國にまたがるものにしていてあり、問題はどちらがより古いか、ということである。すでに見てきたように、一〇世紀中期以後板蠅柚はその内部に焼原柚をくり入れることをはかり、その動きのなかで板蠅柚の中心は序々に伊賀国名張郡所在の名張川、宇陀川ぞいの焼原

杣の地に移行していく。そして一一世紀中期にはそのくり入れが完成し、焼原杣は名実ともに板蠅杣の中心になったのである。そのように考えると、板蠅杣は伊賀国所在という通念はでてくるとすれば、焼原の板蠅杣への包摂以後のことではなければならない。その点で勅施入文の記載は、長元の官符の記載より、時代が下るものとみなすべきであると考える。

勅施入文についての疑点の第二は、板蠅杣の四至記載についてである。それは「東限名張川、南限齋王上路、西限小倉立禰小野、北限八多前峰並鏡池」となっている。一〇世紀中期焼原杣をめぐる争いの時、東大寺の主張する板蠅杣の東と南の四至（名張川と齋王上路）は在地側から偽虚の主張という指摘が強くなされ、東大寺はそれに何ら反論をくわえていない。もしこの勅施入文が存在していたら東大寺はそれを有効に用いた筈である。にもかかわらず用いていないということは、この一〇世紀中期の時点でこの施入文は存在していなかったことをしめすのではないかと考えられる。そして在地の抵抗を排除してかこいこんだ焼原杣は、一一世紀中期にいたり、板蠅杣内に正式にくりこまれる。それが長元の官符における四至「東限名張川、南限齋王登大道、西限小倉立禰小野、北限八多前高峰并鏡池」であり、東と南の堺は東大寺の焼原杣確保が確認されたことをしめしている。そして注意すべきは、勅施入文の四至はこの長元官符とまったく変らないことである。このことにより勅施入文の作成はさらにさがって長元官符が出されその四至が確定された後のことということにならざるをえないものと考えられる。

以上二点から天平勝宝七年勅施入文の疑点を検討してみた。いずれの点からも、この施入文が長元年間以降に偽作されたものとみるのが妥当のようである。偽作年代の下限については、天喜二（一〇五四）年六月五日東大寺申状案に「爰寺家即尋本願聖主勅施旧文、并存長元之比新官符之旨、……」とあるのが管見のかぎりでは、勅施入文に触れているものうち最古のものである。そうなると、一〇五〇年代には長元の官符とセットとして勅施入文を東大寺は所持していることになり、施入文の偽作年代は一〇三〇～四〇年代にかけてのものと限定しうる。すなわち、長元年間に焼原杣を完全に板蠅杣内部に吸収し、その内部での排他的支配を基本的に完了した東大寺が、そのことをイデオロギー面で補強するために、

八世紀の時点から焼原袖を含めたこの四至は一貫して東大寺の支配下にあった、という証拠文書を偽造したのであろう。それは東寺が大山庄の支配確立のため承和一二二年民部省符を偽造したことと同質の行為といえよう。

- ① 一一二八九。
- ② 同氏「私領の特質」(石母田・佐藤編「中世の法と国家」)所収。
- ③ 氏はこの区別について、次のようにのべている。広義の私領は「郡司・百姓・不善之輩」の私領のみならず、貴族の所領庄園も私領とよばれ、公領の反対語という形式的な称呼(刀禰解案にいう「寺神領田島」はこの範疇に属するものであろう。狹義の私領は貴族・寺社などの私領を含み、在地土豪・在地領主の領掌の対象となる私領(刀禰解案にいう「私人領地」がこれにあたるであろう)の称呼。
- ④ 「法制史論集」第二卷七三頁。
- ⑤ 本稿「はじめに」註③参照。
- ⑥ 康保三年四月二日夏見郷刀禰等解案。
- ⑦ 一一二八九。
- ⑧ 一一世紀中期には「築瀬」郷は明確に独立した村落になっている。
- ⑨ 康保元年九月二五日板廻袖四至紺總記(一一二八〇)。
- ⑩ 天禄三年五月三日天台座主良源遺告(一一三〇五)。
- ⑪ 康保元年一月二日夏見郷薦生村刀禰解案(一一二八二)。
- ⑫ 寛和三年二月一日東大寺符案(一一三二五)。
- ⑬ 寛弘九(一〇二二)年正月二日和泉国符案(一一四六二)によると、和泉国では国衙は荒田の開発者に田率雑事(臨時雑役に該当するか)と官米の内五升(正税の一部か)を免除することを定めているが、このような公領における国衙と開発田堵の關係は、庄園内部での庄園領主と開発者の關係にもあてはまるであろう。
- ⑭ 治曆二(一〇六六)年三月二日元興寺大僧都房政所下文案(二二一一

〇〇二)によると、名張郡築瀬において、東大寺と丈部為延が開発について、永年作手の保障を媒介にした契約を結んでいる。

⑮ 石母田氏前掲書四八頁。ただし、石母田氏が人間の所有権という場合、その内容としては奈良時代以来の東大寺と袖工との間の奴隸制的關係を考えておられる。私は東大寺と直駕労働力の關係は一〇世紀以後において、東大寺と自立しつつある名張郡の在地農民階層との間に新しく結ばれた關係である、とみなしている。

⑯ 開発田の正税免という慣例は存在するがその獲得は容易なものではなく、また国衙よりの収公の危機にさらされていたこと、さらに赤松俊秀氏によって指摘された(「領主と作人」同氏著「古代中世社会經濟史研究」)所収)延喜庄園整理令以後の農民治田の立券抑止ということにより、開発活動によってえられた治田の正当な権利化が不当な抑圧のなかで困難になっていること、以上のようなことの結果、刀禰などの小規模治田の順調な展開は、そのままでは望みえない情況が存在する。

⑰ 今までみてきた一〇世紀の板廻袖・薦生牧における農民階層の動向を初期中世村落の形成という観点から分析している業績として、義江彰夫氏「初期中世村落の形成」(講座日本史2「封建社会の成立」)所収)がある。氏は刀禰層の開発活動を分析の中心にすえ、彼らが開発を推進するなかで、平民百姓にたいする支配権を確立し、村落領主としての地位をうちたてていく、とされる。これにたいして井上寛司氏は、「在地刀禰は、……在地領主に転化せんと志向したのであろうが、彼らは刀禰なるが故に容易に農民を組織しえても、逆にそのことによ

って農民に規制され、基本的に領主化なしえなかった」(「刀禰の成立と展開」待兼山論集四号)とされ、義江氏のいう刀禰の在地領主への転換は疑問とし、刀禰の農民層に規制される側面を強調されている。

私は井上氏の義江氏批判は基本的には正しいと考えるが、それとやらんで考えねばならぬことがある。井上氏は刀禰への農民側よりする規制を重視されるが、それはとりもなおさず、刀禰が農民とともに行動しなければならぬ必然性、すなわち大土地所有者―庄園領主の上よりする圧力の存在を考えねばならぬことを意味する。義江氏の場合、この上よりする刀禰層への規制という面の分析がなされていないことが指摘される。具体的にいうと、義江氏は康保元年の朝成家の薦生牧立券について、これを刀禰層が朝成家を動かして立券させたもの、立券の実質的な主体は刀禰という把握をしているが、これについてはすでにみたように事態は逆であり、朝成家は在地の刀禰を含む農民諸層と対決し、その抵抗を排除して立券した上で、あらためて「浪人」という名目で直屬労働力を組織している。この浪人の中核は在地刀禰層とみてよいであろうが、刀禰が在地領主に転化していくという場合、このような大土地所有者への従属のなから、それからの規制をうけながら進展していく側面を見落してはならないと考える。

むすび

以上、第Ⅱ期を中心にして板蠅袖の変遷をみてきた。要約するならば、一〇世紀中期以前は笠間川以西に限定されていた板蠅袖を、別当光智は天曆年間にその四至を東に拡張し薦生牧・焼原袖のかこいこみを企てた。薦生牧の包摂は失敗するものの、焼原袖については足がかりを残し、それ以後この袖の板蠅袖内くりこみを貫徹すべく東大寺は全力をあげていく^①。その意味で、後の黒田庄の前身としての板蠅袖の歴史とは、一〇世紀中葉に袖内にくりまこれた焼原袖の不輸・不入

義江氏の場合、全般的にいえることは、大土地所有者からの規制、および農民からの規制という諸側面を欠落させた形で刀禰から在地領主への直線的な発展過程を想定しているのであり、このような欠点が出てくるのは、在地領主の形成過程を農民諸層および大土地所有者の原野の私的分割の運動の展開のなかに正しく位置づけられていないこと、さらに、大土地所有者が在地領主の上部に存在し、それによって利用されるものとしてしか位置づけられず、大土地所有者―庄園領主の独自の支配論理およびその在地領主におよぼす規制力が考慮されていないこと、のゆえであろう。これらは今後の全体の課題として追求されるべきことであろうと考える。

^{①⑨} 「高野山御手印縁起について」(同氏著「続鎌倉仏教の研究」所収)。
^{①⑩} この文書が偽造されたものであることについては、拙稿「官省符と基軍国図」(「小葉田教授退官記念國史論集」所収)および伊藤邦彦氏「大山莊・承和二年「民部省符案」をめぐって」(月刊歴史二九号)を参照されたい。

^{②⑪} 大日本古文書四、八四頁所収。

^{②⑫} 同氏前掲書一七頁。

^{②⑬} 三一七―一七。

化が達成されていく歴史にほかならない。焼原柚という一定の広がりをもった原野において、東大寺が農民や国衙とたたかいつつ、別名の権利の獲得による原野の排他的支配権の確立、正税免・官物便補の獲得を媒介にした不輸租田の領域内での拡大、直屬労働力を核とした領域内の共同体的規制の支配論理内部への吸収、およびそれらをイデオロギー面で正当化するための文書の偽造などの手段で、新たに支配を確立していく歴史なのである。それは長元年間に行きつた完成し、これをもって焼原柚は不輸・不入制を獲得した黒田本庄に転化する。すなわち、焼原柚内部で中世庄園制支配の原基的形態が、後に黒田新庄で東大寺が展開する支配論理の原基形態が形づくられていくのである。

① 石母田氏は「天曆年間東大寺別当光智が板廻柚に入柚して四至内に薦生牧を含ましめようとしたが、その企圖が挫折するや東大寺は一步後退して長元六年柚そのものを立券した」（同氏前掲書六一頁）とのべているが、これはあやまりであることはすでにのべた。石母田氏がこのような把握をするのは、氏が板廻柚の領域は別当光智の入柚以前も以後も一貫して変らず、後の黒田本庄の地も奈良時代以来板廻柚内部の地であるという東大寺の不法な主張にそのまま立脚して論を立てているゆえであるが、その結果氏は二つの面で誤まりをおかすことになる。その一つは「板廻柚の田畠は後に本免田といわれる如く、本来国衙の課役免を除かれていた土地で、あらためて不輸不入の特権を得る必要はなかった筈である」（同氏前掲書六二頁）とのべているように、本免田を奈良時代以来の伝統的な免除地として位置づけ、この本免田＝焼原柚が一〇世紀中期以後在地の農民諸層とのたかひのなかで獲得され形成されていったものであるという点を欠落させたことである。黒田庄本免田が律令制の所産なのでなく、律令制の崩壊過程のなかから新たに板廻柚の「出作地」の上で形成されていったもの

であることに注意を払わなかったのである。

第二は、本免田と密接に関連する柚工について、氏は「東大寺にとつては柚工は単に寺家に材木を貢進する奴隸の集団としてあらわれるのであって、保有地を有し家族を形成する農民としてあらわれてくるのではない」（同氏前掲書五三頁）とし、さらにそれをふまえて、柚工は柚に本来的に附屬する奴隸であるとされる。しかし、康保年間に東大寺の薦生・焼原のかこいこみに反対している薦生村刀禰のなかに「東大寺柚司」がいる（康保二年四月二日夏見郷刀禰等解状、一一二八九）ことにしめされるように、柚工の主力は板廻柚周辺の村々の自立化したつある農民諸層なのであり、彼らが農業以外の社会的分業に従事しているものと考えべきである。石母田氏の場合、柚工＝奴隸としたために、東大寺が自立化したつ農民を直屬の「柚工」身分に強行転化させ、法的・経済的に彼らを隷屬させねばならぬ側面、この過程で東大寺の「柚工」支配の論理が新たに形成されていく側面、の分析がなされていないのである。

（徳島大学助教）

Ephialtes

von

O. Shibakawa

Im Jahre 462/1 entzog Ephialtes dem Areiopag einige Kompetenzen. Darüber, welche Kompetenzen er ihm entzog, ist seit langem stark umstritten. Aber, was den Sinn der sogenannten ephialtischen Reform in der athenischen Geschichte betrifft, übereinstimmend in der Forschungsgeschichte gilt sie als „Revolution“, als „Wendepunkt der athenischen Verfassungsgeschichte“, als „grundlegende Verfassungsänderung“, als „Beginn der radikalen Demokratie“. Solche Theorie doch enthält in sich viele Schwierigkeiten. Hier wird die sog. ephialtische Reform erforscht nicht von dem Standpunkt der Entwicklungsgeschichte der athenischen Demokratie, sondern von dem der athenischen Außenpolitik der 60 er Jahre aus.

The Making Process of Manors in the 10 th. Century

—Taking the Case of the *Itabae Manor* 板蠅柚

Belonging to *Todai-ji* 東大寺 Temple—

by

Y. Maruyama

In this article I would like to clarify the making process of the medieval manors by examining the case of *Yakihara* estate 焼原柚 which belonged to the *Itabae* manor of *Todai-ji* temple. I would pay special attention to the economic and legal immunity of the manor. *Todai-ji* temple formed *Yakihara* estate by marking off the field unlawfully in the middle of the 10 th. century, and since then *Todai-ji* temple, insisting on its cultivating right to the estate, had got the exclusive right to control the wasteland. Fierce resistance of the peasants in *Nabari* 名張 county was removed and *Todai-ji* temple turned *Yakihara* estate into its perfect property. Making use of the exemption from *shōzei* 正税 main tax, it got the complete economic and financial burdens which had been imposed upon the peasants. In order to intensify the manor control *Todai-ji* temple gathered the dependent farmers and made use of the

rural community. In this way *Todai-ji* temple intensified the control over *Yakihara* estate, which had completed in *Chogen* 長元 era, in the middle of the 11 th. century. *Yakihara* estate turned into *Kuroda* main manor 黒田本庄, which is a typical medieval manor.

Hatamoto Territory 旗本領 and *Gosho* 郷莊 in the
Modern Ages; A Case Study of *Iidani* · *Kega*
井伊谷 · 気賀 District in *Enshu* 遠州

by

H. Yamazumi

There spread a *Hatamoto* Territory called *Iidani-Go-Kondo* 井伊谷五近藤 in *Iidani* · *Kega* 井伊谷 · 気賀 district which was situated in the region to the north of *Lake Hamana* 浜名湖 and had been held by famous *Ii* 井伊 family. *Kondo* family had resided in *Iidani* 井伊谷 and was promoted to the substantial *Daimyo* 大名 status by playing the scouting role successfully in *Tokugawa Ieyasu's* 徳川家康 invasion into *Enshu* 遠州 in the eleventh year of *Eiroku* 永禄 (1568), and built *Jinya* 陣屋 in its home territory, *Iidani* in the fifth year of *Genna* 元和 (1619), but soon divided itself into five *Hatamoto* Territories, that is, *Kanasashi* 金指, *Iidani* · *Kega*, *Ohtani* 大谷, *Ishioka* 石岡. This case was very peculiar one compared with many downfalls of *Daimyos*.

In this article, I would like to follow the distribution and changing process of the territories of the five families, and show that this division into five *Hatamoto* Territories was deeply connected with the administration of important *Kega-barrier* 気賀関 in the way of *Hime-Kaido* 姫街道, moreover, I would like to show that, after the division, the bondage among the old *Kondo* family was so strong, and reflected in the sphere of *Sukego* 助郷 of *Kega-barrier*.

Among these five territories, taking the case of important *Kega* Territory where the barrier and inns were set up, I would like to analyze the system of a modern village. Administratively this territory was regarded as one village at large, but was divided implicitly 内証わけ and composed, of seven small villages, one town and *Rogatani-Shinden* 老ヶ谷新田. By the analysis of the right of *Iriai* 入会権, the develop-